

保険者努力支援制度の評価方法の見直しについて

平成 30 年度の国保制度改革に伴って創設された保険者努力支援制度は、保険者の医療費適正化の取組みや成果に応じて交付金を配分する制度となっている。

国は、この制度を抜本的に強化するため、令和 2 年度より、既存の 1,000 億円に新たに 500 億円を追加し、予防・健康づくりなど重要かつ基本的な事項の評価のメリハリを強化するとともに、成果指標を拡大した。

しかしながら、当交付金における医療費適正化のアウトカム評価は、一人当たりの医療費の低さよりも、前年度からの医療費の改善状況の高さが評価されている。

そのため、比較的若年層の比率が高く、医療費水準そのものが低い大都市圏の自治体よりも、もともと医療費水準が高く改善の余地が大きい自治体の方が評価点獲得において有利になっており、現状、医療費水準の低い保険者が医療費の適正化に向けた努力をする上で、インセンティブを損ないかねない評価の在り方は見直すべきと考える。

そこで、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

保険者努力支援制度の評価方法について、一人当たりの医療費水準の低い自治体が適正な評価を受けられるよう、医療費水準の改善幅よりも、現状の医療費水準の評価の配点を高めるよう見直すこと

令和 2 年 6 月 8 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長 川崎市長	福田紀彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	森田健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子

千 葉 市 長

熊 谷 俊 人

さいたま市長

清 水 勇 人

相 模 原 市 長

本 村 賢 太 郎